

地域審議会委員候補者選考についての基本的な考え方

企画戦略部企画政策課

1. 委員定数

- ・委員は、各地域審議会12人以内で構成する。
- ・なお、一般委員は10人以内、公募委員は2人以内とする。
- ・ただし、各地域の人口規模の違いを考慮して12名以内において地区ごとに異なる定数とすることもできる。
- ・設置区域に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

2. 人 選

- ・委員は、旧来型の要求・要望型の組織とならないよう幅広い人選によって選ばれることが望まれる。
- ・委員は、設置区域に住所を有する者で、次に掲げるもののうちから市長が任命し、委嘱を行うものである。したがって、各支所間のバランス及び構成を考慮し、市長が決定する。

(1) 住民自治代表	(目安)	2人	10人
(2) 農林水産業団体、商工団体に属する者	〃	1人	
(3) 青年・女性・高齢者の団体に属する者	〃	2人	
(4) 教育に関係する者	〃	1人	
(5) 社会福祉に関係する者	〃	1人	
(6) 消防・防災に関係する者	〃	1人	
(7) ボランティア活動に関係する者	〃	1人	
(8) 学識経験を有する者	〃	1人	
(9) その他、市長が認める者（公募委員）		2人	

- ・人選にあたっては、上記の項目で、一方に偏ることがないようバランスに配慮すること。
- ・審議会では、これまでの既成の概念にとらわれることなく、広く十分な意見を求めることができるよう若手の登用にも配慮すること。

3. 女性登用

- ・女性の登用を積極的に進めることが必要である。
- ・女性委員の登用率の目標は、原則として40%とする。（八代市男女共同参画計画目標値）
(4/10人=40.0% ~ 5/12人=41.6%)

4. 任 期

- ・任期は2年とし、再任は妨げない。
- ・第5期（平成25・26年度）は、委嘱日から平成27年3月31日までとする。

5. 公 募

- ・第5期においても各地域審議会2人の委員の公募を行う。
- ・公募については、別紙「第5期（平成25・26）年度 地域審議会公募委員募集要領」のとおりとする。
- ・広報の手段としては、市報（4月1日号）及び市ホームページにて行う。必要に応じケーブルテレビも活用する。
- ・応募申込書は、本庁案内所（出張所を含む）及び支所に置くものとする。

第5期(平成25・26)年度 地域審議会公募委員募集要領(案)

1. 趣 旨

旧6市町村単位に設置された6地域審議会委員の改選にあたり、それぞれの地域から広く意見を求めるために公募委員を募集します。

2. 募集人員

各地域審議会 2名以内

3. 任 期

委員の任期は委嘱の日から2年（平成27年3月31日まで）です。

なお、各旧市町村の区域に住所を有しなくなったときは、委員としての資格を失います。

4. 会議開催

年3回程度開催の予定

※会議は原則として平日昼間の開催とします。

5. 報酬

八代市条例の規定に基づき支給します。

6. 応募資格

- (1) 各地域審議会の所管する区域に住所を有している方
- (2) 平成25年4月1日現在で20歳以上の方
- (3) 国及び地方公共団体の議員又は常勤の職員ではない方

7. 応募方法

「地域審議会公募委員応募申込書」に必要事項及び「地域審議会委員に応募した理由（400字以内）」をご記入のうえ、持ち込み、郵送、電子メールのいずれかにより、企画戦略部企画政策課まで提出して下さい。

なお、提出された書類は返却しませんので、ご了承ください。

応募申込書は、本庁（出張所を含む）、各支所に備え付けてあります。市ホームページからダウンロードすることもできます。

8. 応募期間

平成25年4月1日（月）から平成25年4月19日（金）まで

郵送の場合は、応募〆切当日必着です。

9. 選考方法

応募いただいた書類をもとに、公募委員選考委員会において委員を選考し、市長が決定します。なお、設置区域の支所長は、必要に応じ意見を付すことができるものとします。

応募者全員に文書により選考結果を通知します。

ただし、応募に際し、重大な記入漏れがあるとき、または悪質な虚偽記載があることが判明したときは、当該応募者の応募を無効にすることができます。

10. 応募先

八代市役所 企画戦略部 企画政策課

住 所 〒866-8601 八代市松江城町1-25

電 話 0965-33-4104

E メール kikaku@city.yatsushiro.lg.jp

※持参による提出の場合は、下記の各支所に提出いただいても構いません。

11. 問い合わせ先

八代地域審議会については、本庁企画政策課へ	電話 33-4104
-----------------------	------------

坂本地域審議会については、坂本支所総務振興課へ	電話 45-2211
-------------------------	------------

千丁地域審議会については、千丁支所総務振興課へ	電話 46-1101
-------------------------	------------

鏡 地域審議会については、鏡支所総務振興課へ	電話 52-2131
------------------------	------------

東陽地域審議会については、東陽支所総務振興課へ	電話 65-2111
-------------------------	------------

泉 地域審議会については、泉支所総務振興課へ	電話 67-2111
------------------------	------------

地域審議会公募委員応募申込書(案)

提出日 平成 年 月 日

ふりがな			
氏名	性別		男・女
生年月日	年 月 日生	※4月1日現在 年 齢	歳
住所	〒 - 電話番号 - -		
職業及び 勤務先	電話番号 - -		
経歴 <i>(これまでの職歴や 社会活動など差し 支えのない範囲で ご記入ください。)</i>			
現在、属している 団体等がある場合 は、その団体名			
応募区分 (○で囲む)	旧八代市の区域 ・ 旧坂本村の区域 ・ 旧千丁町の区域 旧鏡町の区域 ・ 旧東陽村の区域 ・ 旧泉村の区域		
応募の理由	<p>※<u>テーマ「地域審議会委員に応募した理由」を400字以内にまとめ、裏面に お書き下さい。</u> ※市販の原稿用紙(1枚400字・A4版)をご利用いただくか、ワープロ打ち したものでも構いません。</p>		

※ご記入いただいた個人情報につきましては、今回の地域審議会公募委員の選考以外には使用
しません。

受付 :		課
月	日	午前 時 分

